被災宅地復旧費用、耐震診断（精密診断）・耐震改修などにかかる費用の一部を補助します

問 都市計画課　都市計画係　☎（232）4927

町では、平成28年熊本地震で被災した宅地の復旧費用および被災した住宅の耐震改修や、新耐震基準を満たさない恐れのある住宅の耐震診断（精密診断）・耐震改修などにかかる費用の一部を補助します。詳しくはお問い合わせください。

被災宅地復旧補助金

■申請期間
４月８日㈪～平成32年１月31日㈮
（土・日・祝日除く）
※この補助金は今年度で申請受付を終了します。被災宅地の復旧を予定し、特別の理由により期間内に申請ができない場合は、期間内に事前届出が必要です。

■対象宅地
平成28年熊本地震発生時に住宅の用に供されていた土地（民間企業や団体などの社宅や寮は除く）

■交付対象工事（調査・設計を含む）
宅地被害に対して原形に復旧することを基本とした次に掲げる工事（構造基準を満たすものへの変更を含む）
- 宅地のり面の復旧工事
- 宅地擁壁の復旧・補修工事（ブロック塀やフェンスは対象外）
- 宅地の亀裂・ひび割れ・陥没の復旧工事
- 住宅基礎の傾斜修復工事（家屋の修理などは対象外）

※工事費が50万円に満たないものや、他の補助金の交付を受けたものなどは対象外です。

■補助金額
補助対象経費から50万円を控除した金額の３分の２以内（上限633万円）
例）工事費が350万円かかった場合
（350万円－50万円）×2/3＝補助金額200万円

戸建木造住宅耐震診断事業補助金

■申請期間
４月８日㈪～８月30日㈮
（土・日・祝日除く）

■対象建築物
- 昭和56年５月31日以前に着工したもの
- 在来軸組工法（木造）で２階建て以下のもの
- 戸建て住宅で現に居住中であるもの
- 所有者が町税を滞納していないもの　など

■補助金額
補助対象経費の３分の２以内（上限8万6千円）

戸建木造住宅耐震改修等事業補助金

■申請期間
４月８日㈪～８月30日㈮
（土・日・祝日除く）

■対象建築物
- 昭和56年５月31日以前に着工したものまたは平成28年熊本地震で被災したもの
- 在来軸組構法、枠組壁工法または伝統的構法（木造）で３階建て以下のもの
- 戸建て住宅で現に居住中であるもの
- 所有者が町税を滞納していないもの　など

■対象事業・補助金額
❶設計改修工事一括補助（改修設計・改修工事）
耐震改修工事に要する費用の５分の４以内（上限100万円）
※交付対象建築物のうち、耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたものが対象です。
※昨年度までに既に改修設計を実施している場合は、耐震改修工事に要する費用の２分の１以内（上限60万円）
❷建て替え工事
補助対象経費の５分の４以内（上限100万円）
※交付対象建築物のうち、耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたものおよび被災者生活再建支援法に基づく被災者生活再建支援金の支給対象でないものが対象です。
※昨年度までに既に改修設計を実施している場合は、建て替え工事に要する費用の２分の１以内（上限60万円）
❸耐震シェルター工事
補助対象経費の２分の１以内（上限20万円）
※交付対象建築物のうち、昭和56年６月１日以降に着工したものについては、次のいずれかに該当するものが対象です。
ア　災害対策基本法に基づく住家の被害認定において、「全壊」「大規模半壊」に認定されたもの
イ　耐震診断の結果、倒壊の危険性があると判断されたもの
※耐震シェルターとは、住宅内の一部に木材や鉄骨で強固な箱型の空間をつくり安全を確保するものです。

収集日程の確認を
大型連休中のごみ出し

問 環境生活課　☎（232）2114

ゴールデンウィーク中は通常ごみの収集日程が異なりますのでご注意ください。

期日	ごみ収集（通常のごみ出し）	ごみを直接持ち込む場合 燃やすごみ 可燃性粗大ごみ（東部清掃工場）☎（293）5245	資源物、不燃・埋立ごみ 不燃性粗大ごみ（環境美化センター）☎（293）1222	し尿くみ取り 中野衛生㈲ ☎（232）0636
４月27日㈯	休み	午前８時30分～正午	休み	※し尿のくみ取りについては事前の確認をお願いします。
４月28日㈰		休み		
４月29日㈪	収集カレンダーのとおり	午前８時30分～正午 午後１時～５時		
４月30日㈫	休み			
５月１日㈬				
５月２日㈭				
５月３日㈮	収集カレンダーのとおり	午前８時30分～正午 午後１時～５時		
５月４日㈯	休み	午前８時30分～正午		
５月５日㈰		休み		
５月６日㈪	収集カレンダーのとおり	午前８時30分～正午 午後１時～５時		

危険なブロック塀などの撤去
危険ブロック塀等安全確保支援事業補助金

地震発生時における人身事故の防止および避難経路の確保を目的として、危険なブロック塀などを撤去する場合の費用の補助を行います。

■対象事業費
以下の要件を満たすものの撤去に要する費用
- 建築基準法第42条に規定する道路、学校保健法第27条に規定する通学路、災害対策基本法に基づく緊急輸送道路および避難路、その他町長が認める公共の用に供する道路および通路に面するもの
- 道路面から80cm以上の高さの危険なブロック塀など（危険なブロック塀などとは、コンクリートブロック塀のほか危険な工作物などを含む）
- 高さが60cm以上のブロック塀など

※補助対象になるかの判断には、現地調査が必要です。まずはお電話でご相談ください。

■補助金額　10分の10（上限20万円かつ1.2万円/m）

■申請期間
４月８日㈪～平成32年２月28日㈮

生垣等設置奨励補助金

ブロック塀などを撤去した土地には、生垣の設置を推奨しており、補助制度があります。

■対象事業費
以下の要件を満たすものの設置に要する費用
- 公衆用道路に面した部分に総延長５m以上植栽するもの
- 外部から眺望できる高さが、70cm以上のもの
- 植栽間隔１m当たり２本以上のもの　など

■補助金額　３分の１（上限５万円）

■申し込み・問い合わせ
都市計画課　都市計画係
☎（232）4927